

答 申 書 (案)

平成 2 8 年 月 日

小田原市水道料金審議会

はじめに

- ・ 小田原市水道事業は昭和 11 年の給水開始以来、5 期にわたる拡張事業を実施してきた。
- ・ 現在、水道普及率は 96% を超え、平成 26 年度末の給水人口は 17 万 6,658 人、平成 26 年度の日平均配水量は 5 万 9,818 m³ となっている。
- ・ 人口減少、節水機器の普及、節水意識の向上等により使用水量は減少傾向にあり、水道料金収入は減少の一途をたどっている。
- ・ 平成 20 年度に「おだわら水道ビジョン」を策定し、翌年度には小田原市水道料金審議会を設置し、平成 7 年以降据え置かれている水道料金の改定について審議した。その結果、水道料金の値上げはやむを得ず、平均 18% の引上げが妥当であるとする答申があったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による社会経済情勢の悪化を考慮し、料金改定を見合わせた。
- ・ 平成 7 年以降、料金を据え置きながら事業運営を継続するため、委託化の推進などによる経営合理化に努め、人件費などの経常経費を削減してきた。
- ・ 今後も水需要の増加が見込めない中で、水道施設の耐震化や更新などへの多額の投資が不可避となっている。
- ・ 小田原市水道料金審議会では、平成 26 年度改定の「おだわら水道ビジョン」に基づき、水道事業の現状、事業化計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議した。その結果、水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されたので答申する。

第1 答申事項

1 料金改定

- ・ 水需要の動向、施設の状況及び水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ない。

2 料金改定率

- ・ 料金算定期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とする。
- ・ 料金改定率を平均20.84%とする。

3 料金改定の時期

- ・ 現在の経営状況から判断すると、早急に料金改定を行う必要があるが、市民周知の期間の確保や水道料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、平成29年1月とする。

4 料金体系

(1) 基本料金

- ・ 水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高める。
- ・ 基本料金に付与する水量を2か月20m³から16m³に引き下げる。

(2) 従量料金

- ・ 負担の公平性と安定的な料金収入確保の観点から、大口使用者に負担が偏っている従量料金の逡増度を緩和する。

(3) 用途別料金体系

- ・ 将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小する。

5 水道料金表（案）

- 水道料金表（案）については、次のとおりとする。

（2か月当たり、単位：円、税抜）

用途	区分	改定後		現行	
	段階	水量区画	単価	水量区画	単価
家庭用	基本料金	16 m ³ まで	1,640	20 m ³ まで	1,220
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~ 30 m ³	80
		21 m ³ ~ 30 m ³	110		
		31 m ³ ~ 40 m ³	130	31 m ³ ~ 40 m ³	100
		41 m ³ ~ 60 m ³	170	41 m ³ ~ 60 m ³	140
		61 m ³ ~ 100 m ³	200	61 m ³ ~ 100 m ³	180
		101 m ³ ~	205	101 m ³ ~	190
事業用	基本料金	16 m ³ まで	1,720	20 m ³ まで	1,340
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~ 30 m ³	115
		21 m ³ ~ 30 m ³	140		
		31 m ³ ~ 40 m ³	150	31 m ³ ~ 40 m ³	125
		41 m ³ ~ 60 m ³	170	41 m ³ ~ 60 m ³	145
		61 m ³ ~ 100 m ³	205	61 m ³ ~ 100 m ³	180
		101 m ³ ~ 600 m ³	235	101 m ³ ~ 600 m ³	220
		601 m ³ ~ 2,000 m ³	250	601 m ³ ~ 2,000 m ³	245
2,001 m ³ ~	260	2,001 m ³ ~	260		
浴場用	基本料金	200 m ³ まで	4,600	200 m ³ まで	4,600
	従量料金 (1 m ³ につき)	201 m ³ ~	40	201 m ³ ~	40
臨時用	基本料金	16 m ³ まで	10,400	20 m ³ まで	8,800
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~	430	21 m ³ ~	365
共用栓	基本料金	16 m ³ まで	1,640	20 m ³ まで	1,220
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~	80
		21 m ³ ~	110		

第2 審議経過

- ・ 水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(地方公営企業法第21条第2項)とされている。
- ・ 水道料金の改定について検討するため、「1 財政計画の策定」「2 料金水準の算定」「3 料金体系の設定」の順に審議を行った。

1 財政計画の策定

- ・ 料金算定期間を設定し、水需要などの見込みを立て、その前提条件に基づく水道事業の経営計画を策定した。
- ・ 将来の収支の見込み(財政計画)を立てた。

(1) 料金算定期間の設定

- ・ 水道料金の安定性、期間的負担の公平などの要素を考慮し、料金算定期間は平成29年度から平成33年度の5年間とする。

(2) 需給計画の策定

- ・ 過去の実績等から、収支の見込みの前提になる水需要等を推計した。

(3) 経営計画の策定

- ・ 水道事業の現状と課題を整理した上で、水道事業の経営の計画として、水道施設の耐震化や更新といった事業化計画の妥当性を確認し、その財源を設定する資金計画について検討した。

ア 水道事業の現状と課題

(ア) 水道施設の更新・耐震化の状況

- ・ 小田原市の水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年劣化が進んでいる。
- ・ 水道管の破損による断水や道路の陥没、施設の破損による給水の停止など、市民生活や経済活動に大きな支障を来す恐れがある。
- ・ 平成23年に発生した東日本大震災では、広範囲に甚大な被害を及ぼした。今後も大規模地震が複数想定され、地震発生時の応急給水拠点となる浄水・配水施設や、管路の耐震化を早期に図ることが求められる。

- ・ 29箇所の施設のうち耐震基準に適合する施設は5箇所にとどまる。管路については、口径75mm以上の水道管607kmのうち、国の耐震基準を満たす管路は174.8kmあり、耐震化率は28.8%である。
- ・ 施設、管路とも耐震化が進んでいるとは言い難い状況である。

(イ) 水需要の減少

- ・ 人口減少、生活様式の変化、節水意識の向上等により、家庭用の水需要が減少している。
- ・ 長引く経済の低迷から、企業はコスト削減に努め、事業用の水需要も減少傾向にある。
- ・ 水需要の減少に伴い、料金収入も年々減少しており、料金回収率は100%を下回っている。これは、水道水を供給するための費用が水道料金で賄えていない状況を表している。

(ウ) 企業債による負担

- ・ 設備投資にかかる財源を確保し、世代間負担の公平性を図る観点から、企業債を活用してきた。
- ・ 料金収入が減少する状況下では、企業債残高が横ばいとしても、将来世代の負担が相対的に重くなる。
- ・ 過去には、公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用し、高利債を繰上償還して残高を削減した。
- ・ 県内の水道事業体では、小田原市は企業債残高の割合が高い。

(エ) 内部留保資金残高の減少

- ・ 過去10年間、20億円前後の資金を確保してきたが、耐震化や更新を進めた結果、16億7千万円まで減少した。
- ・ 今後はさらに資金が減少することが見込まれ、不測の事態に対応するため、一定額程度の資金確保が必要である。

(オ) 経営の効率化

- ・ これまで業務委託による人員削減などで経費削減を図ってきた結果、職員数は、ピーク時の半数以下まで減少した。

(カ) 収納率の向上

- ・ 未収金の回収に努め、収納率は99.90%と高い水準になっている。

イ 経営計画

(ア) 事業化計画

- ・ 今後の耐震化や更新は、水道ビジョン改定時に策定した事業化計画に基づき、計画的に行う。

- ・平成46年度までの耐震化率は、浄水施設が57.0%、配水池が87.0%、管路が37.1%という数値目標を掲げ、事業費は、平成27年度から平成36年度までの10年間で約151億円、その後の10年間で約150億円が見込まれている。
- ・大規模地震に備え、重要なライフラインである水道の安全性が求められており、この事業化計画は妥当なものと評価した。

(イ) 資金計画

- ・企業債発行の抑制によって企業債残高の縮減を図り、財政的に安定した水道事業の運営を行うことが必要である。
- ・資金計画における企業債借入額の設定にあたり、過去5年間で残高が約10.7億円減少しており、繰上償還の影響を除いても約3.1億円減少していること等を考慮する。

(4) 財政目標の設定

- ・料金算定期間において最低限確保すべき財政目標を次の3点とした。
 - ア 単年度黒字の維持
 - ・収益的収支で単年度黒字を維持する。
 - イ 内部留保資金残高の確保
 - ・不慮の事故や災害等が発生した場合に備える費用約3億円、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約2億円、元金償還金約7億円など、約12億円を最低限確保する。
 - ウ 企業債残高の縮減
 - ・企業債借入額を元金償還額の範囲内に抑制し、企業債残高を減少させる。

(5) 財政収支の見積り

- ・需給計画を前提として、経営計画を実行する場合の収支の見込みを立てる。
- ・収支の各科目については、過去の実績等から適切な条件を設定した。

2 料金水準の算定

- ・財政収支の見積りが均衡していれば、現状の料金水準は妥当であり、均衡を欠いていれば、料金水準の見直しを検討する必要がある。
- ・財政収支見積りの条件設定や財政シミュレーションの結果を検討し、料金水準を算定した。

(1) 財政シミュレーション結果

ア 現行料金の場合

- ・平成28年度及び平成30年度以降に収益的収支が赤字となる。
- ・平成31年度以降には内部留保資金もマイナスとなる。
- ・財政目標を達成できないことから、料金改定を検討する必要がある。

イ 料金改定を実施した場合

- ・平均20.84%の料金改定を実施すれば、財政目標を達成した上で、事業化計画の実現が可能となる。
- ・料金回収率は平成33年度に93.74%となり、「原価割れ」の状態について、一定の改善が図られる。
- ・この改定率をもって料金改定を実施することが適当である。

(2) 料金改定の時期

- ・財政シミュレーションの結果から判断すると、早急に料金改定を実施することが望まれるが、市民周知や水道料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、改定時期は平成29年1月が適当である。

3 料金体系の設定

- ・料金収入の総額を、どのような配分で使用者に賦課するかという方法である、料金体系について検討した。
- ・料金体系は、受益者負担の原則から公正な費用負担を求めるものであり、また、安定収入を確保できるものでなければならない。

(1) 料金体系の現状

- ・小田原市では用途別料金体系を採用し、基本料金と従量料金からなる二部料金制である。
- ・基本料金と従量料金の割り振りは、固定的経費を全て基本料金とするのが最も安定的な料金体系であるが、固定的経費が約9割を占めており、基本料金が著しく高額となることから、基本料金の低廉化を図っている。
- ・基本料金内に一定水量を付与し、この水量内であれば定額料金となる。これは、公衆衛生の向上を目的に導入されたが、水道の普及に伴いその目的はほぼ達成されている。
- ・従量料金は、使用水量が増えると単価が高くなる逦増型で、これは、水需要が増加していた高度経済成長期に、水需要を抑制し、また生活用水の低廉化を図るために採用された。

(2) 料金体系の課題

ア 基本料金

- ・ 今後も料金収入は減少を続けることが見込まれるが、使用水量の減少は直接固定的経費の減少につながらないため、基本料金の割合が低い現行の料金体系では、必要な固定的経費を賄うことができなくなる。
- ・ 世帯人員の減少などにより、基本料金に付与している水量以内の小口使用者が増加傾向にあるが、この水量内では、節水の効果は料金に反映されないなど、基本料金に付与している水量のあり方が課題となっている。

イ 従量料金

- ・ 水需要が減少し、施設整備が「拡張」から「維持管理」に転じている中で、拡張事業に伴う費用負担の多くを大口使用者に求める根拠が小さくなりつつある。
- ・ 大口使用者の水利用の合理化等により単価の高い区分の使用水量が減少しており、逡増度の高い料金体系は安定経営の面から課題となっている。

ウ 用途別料金体系

- ・ 生活用水に対して低廉な料金を設定する一方、負担能力の高い用途に対して高い料金を設定する用途別料金体系は、負担の公平性の観点から課題がある。

(3) 見直しの方向性

- ・ 料金体系の現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しの方向性を定めた。

ア 基本料金

- ・ 水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を徐々に高める。
- ・ 基本料金に付与する水量を、下水道使用料や県内の水道事業体の状況を参考に、2か月20 m³から16 m³に引き下げる。

イ 従量料金

- ・ 負担の公平性を図る観点から、小口使用者にもコストに見合った負担を求める。
- ・ 安定した料金収入を確保するため、従量料金の逡増度を徐々に緩和する。

ウ 用途別料金体系

- ・ 将来的には個々の給水原価を反映した客観的公平性が確保できる口径別料金体系の導入が望ましい。
- ・ 料金水準の大幅な見直しに併せて、料金体系も変更することは、使用者に混乱を招きかねないため、用途別料金体系を維持することはやむを得ない。
- ・ 将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小する。

第3 付帯意見

1 料金改定の市民周知

- ・ 水道料金のしくみ、財政状況、事業化計画などについて積極的に広報活動を行い、水道料金の値上げについて市民の理解が得られるよう説明責任を果たすこと。

2 料金体系の見直し

- ・ 負担の公平化や収入の安定化が図られるように、継続的に料金体系を研究し、対応していくこと。
- ・ 口径別料金体系について、その有効性について検討すること。

3 水道料金の定期的な見直し

- ・ 長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることから、今後は、5年を目処に、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、適正な料金の見直しを行うこと。

4 水道施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

- ・ 水道施設の破損による断水は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、施設の耐震化事業や老朽管の更新事業を早急かつ計画的に行うこと。

5 経営の健全化

- ・ 企業の撤退や水道離れが懸念される中で、今後もさらなる経営の合理化、効率化など、一層の経営の健全化に努めること。
- ・ 将来の包括委託等の導入も視野に入れつつ、従来 of 委託範囲の拡大など、民間活力の導入について、引き続き検討すること。ただし、健全な水道事業を持続するための長期的な視点を踏まえた適正な人材の確保に努めること。

6 広報の充実

- ・ 水道事業の現状や課題について、広報誌、ケーブルテレビ、インターネットなどを活用し、市民に理解を得られるような取り組みを進めること。
- ・ 水道水の安全性、低廉性、重要性等をPRすること。
- ・ 水道料金は、下水道使用料と併せて2か月分を徴収していることから、負担感が大きくなりかねないため、料金徴収のしくみを分かりやすく周知すること。

7 水道料金収入の増加に向けた取り組み

- ・ 市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など、水需要の増加につながる施策を推進すること。

審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成27年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金改定について（諮問） 水道事業の沿革と概要について 前回（平成21年度）審議会の答申について 施設見学（高田浄水場）
第2回	8月6日	施設見学（高田浄水場、中河原配水池、久野配水池、小峰配水池）
第3回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> おだわら水道ビジョンについて 水道料金のしくみについて
第4回	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> 現行料金の分析 財政計画の策定 料金水準の算定
第5回	11月6日	料金体系の設定
第6回	平成28年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 料金体系の設定 答申に向けた検討事項
第7回	3月29日	答申書（案）について
第8回		答申書（案）について

委員名簿

（敬称略）

氏名	組織・役職名等	備考
茂庭 竹生	東海大学名誉教授 工学博士	
向山 謙治	公益社団法人日本水道協会 調査部調査役	
川辺 武友	川辺会計事務所 税理士・社会保険労務士	
関野 次男	小田原市自治会総連合 理事	
川口 博三	小田原市自治会総連合 理事	
椎野 雅之	小田原箱根商工会議所 観光飲食部会	
上村 純正	小田原箱根商工会議所 工業部会	
川瀬 貴美子	小田原市地域婦人団体連絡協議会 会長	
畠山 洋子	公募市民	
田淵 薫	公募市民	

会長、 副会長